

提 案 理 由

報告第13号
専決第12号

委任専決処分をしたものについて
損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。

【事故の概要】

平成30年4月27日、養父市八鹿町八鹿地内、市道八鹿朝倉線を市役所方向に向かう公用車が天子交差点の信号で停車し、青信号で発進するとき、公用車の前にいた相手車両が、天子交差点を左折する際、横断歩道を渡る歩行者がいたため停車したが、前方不注意により相手車両に追突したものの

- 損害賠償の額 345,000円
- 過失割合 市100% 相手方0%

議案第52号

養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）が、平成30年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたこと及び国民健康保険特別会計の運営状況を鑑み、国保税率等の改正を行うものである。

なお、施行日は公布の日からである。

【改正内容】

- ・平成30年度から県が国民健康保険事業の財政運営主体となったこと等による改正
- ・5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額の引き上げ（27万円→27.5万円）
- ・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額の引き上げ（49万円→50万円）
- ・1世帯に課税される限度額（医療分）の引き上げ（54万円→58万円）
- ・国保税の各区分（医療分・後期分・介護分）の税率等を改正

議案第53号

小・中学校 I C T機器の取得について

理由	小・中学校における教育活動が効率的かつ適正に行えるよう、文部科学省の整備方針及び養父市の学校情報化整備方針に基づき、市内全ての小・中学校において無線LAN環境等を整備するもので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第54号	平成30年度養父市一般会計補正予算（第2号）
理由	上記の議案は、消防団員が退職する時、養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年養父市条例第276号）に基づき支給される退職報償金について、当初の見込みに比べ階級が高く、団歴が長い団員が多く退職し、退職報償金が不足することが判明したため、必要な経費を補正するものである。
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
理由	上記2件の諮問は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものである。
同意第2号	教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。